茨剣連第１０８号
令和８年８月４日

各　位

一般財団法人　茨城県剣道連盟
会長　　水田　重則
［公印省略］

令和8年11月 杖道称号「教士」審査会について（通知）

標記の件につきまして、別添要項により実施されます。
受審を希望される方は、所定の申込書（茨剣連提出）及び申請書（全剣連提出）に所要事項を記入の上、下記の申込方法に従い茨城県剣道連盟杖道部事務局へ送付してください。

記

１　審査料等
（1）剣道教士審査料　　23,100円
（2）令和8年度会員登録料[未納者のみ該当]　　5,000円
（有効期間令和8年4月1日～令和9年3月31日）
注：申込受付後は返金いたしません。

２　申込等
（1）申込方法
①ゆうちょ銀行から振込む場合
口座記号　00150－5
口座番号　612700
加入者名　一般財団法人　茨城県剣道連盟
②ゆうちょ銀行以外から振込む場合
店　　名　0一九
預金種別　当座
口座番号　0612700
加入者名　一般財団法人　茨城県剣道連盟
③申込書（茨剣連提出）、申請書（全剣連提出）、小論文（封印した別封筒による）を茨城県剣道連盟杖道部事務局へ送付願います。

茨城県剣道連盟杖道部　事務局（爲我井）
住所　〒300-0812　茨城県土浦市下高津 1-22-33
TEL/FAX：029-822-1458

（2）申込締切
令和8年9月15日（火）　[締切後は受付けいたしませんので注意願います]

３　本審査会に茨城県剣道連盟から推薦するための受審資格について
・七段受有者で七段受有後2年を経過し、及び下記の講習を受けていること。
・全剣連が実施した「杖道中央講習会」を2回受講（1回は必須）していること。「杖道中央講習会」に代わる講習会として、6月「伝達講習会」11月「杖道講習会」を指定する。

杖道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

１．申込対象者

杖道錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上を経過（令和 6 年 11 月 30 日以前に取得）した者。

２．申込方法

(1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。

(2) 年齢基準は審査当日（11 月 25 日）とする。

３．都道府県剣連の推薦

(1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。

(2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第 10 条第 2 号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

(3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

４．申込締切　~~令和 8 年 10 月 9 日（金）~~

５．申込先

~~〒102-0074　東京都千代田区九段南 2-3-14　靖国九段南ビル 2 階~~

~~全日本剣道連盟　　電話　03-3234-6271　FAX　03-3234-6007~~

６．審査の方法

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

(1) 杖道の課題　「称号(教士)としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

(2) 字数　　800 字以上 1,200 字以内

(3) 用紙　　400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）

(4) 書き方　用紙 1～3 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

(5) 提出方法　封筒長 3 を使用し、表に「杖道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

７．審査会期日　　令和 8 年 11 月 25 日（水）

８．審査料

~~各都道府県剣連は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。~~

~~(1) 郵便振替番号　00120-6-57069~~

~~加入者　全日本剣道連盟~~

~~(2) 三井住友銀行　本店営業部　普通預金　No. 3042990~~

~~口座名　全日本剣道連盟~~

９．合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(https://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

10．個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。